

1 1 はじめに

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

薬事・食品衛生審議会薬事分科会においては、分科会運営のより一層の中立性、公平性及び透明性の確保を図るため、平成20年3月24日に申し合わせとして「審議参加に関する遵守事項」（以下「申し合わせ」という。）を決定し、同年5月から運用を開始した。

削除：
削除：の確保を図るとともに、更なる

申し合わせにおいては、外部有識者及び寄附金・契約金等の受取実績が過去3年度のいずれの年度も50万円以下の委員等のみをもって構成されるワーキンググループを設置し、必要な改善方策の検討を行うこととされており、これを受けて本委員会が設置された。

本委員会においては、平成20年7月から、6回にわたり、申し合わせの運用状況や、医学部・薬学部等に対する寄附金・契約金等の実態調査、諸外国における同種ルールの状況等を踏まえ、申し合わせの検証と必要な改善方策の検討を行ってきたところである。

削除：5回

今般、薬事分科会への提言等を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

2 現行の基準に関する検証等

(1) 本委員会の基本的な論点について

検証等に先立ち、本委員会において検討すべき基本的な論点は、製薬企業等から教授・研究者等が寄附金・契約金等を受けることを、教授・研究者等が所属している組織としてどのように評価するかではなく、寄附金・契約金等を受けた教授・研究者等が合議体である薬事分科会に委員として参画（審議・議決）することをどのように評価するかということであること、また、その評価の基準として、以下（2）及び（3）に掲げる事項についてどう考えるかという点であることを確認した。

削除：大学

削除：、分科会として

(2) 審議不参加等の基準や運用状況の評価について（検証事項）

① 検証方法

申し合わせについては、平成20年5月から運用が開始されたところである。申し合わせの運用状況の検証は、申し合わせ適用後の部会等における審議参加状況、医学部・薬学部等に対する寄附金・契約金等の実態に関するアンケート調査結果、最新の諸外国の基準情報等を基に行った。

削除：論点